知的財産ニュースレター　2026.11月号

Intellectual Property Newsletter No.119

Contents

特許侵害

特許権侵害訴訟の蒸し返しであるとして、後訴を信義則違反により却下した事例

東京地裁（46部）令和8年9月11日判決〔電子契約サービス事件〕

商　標

メーカーが使用してきた商品名について販売代理店からメーカーに対する商標権行使が権利濫用とされた事例

知財高裁（4部）令和8年9月9日判決〔ゴミサー事件（商標権侵害事件）〕

著作権

音楽出版社の製作販売するバンドスコアを模倣し公開する行為が不法行為を構成すると認定した事例

最高裁（第二小法廷）令和8年10月9日判決〔バンドスコア事件〕

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせて頂きます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

特許侵害

特許権侵害訴訟の蒸し返しであるとして、後訴を信義則違反により却下した事例



秋田　康博
PROFILE はこちら

東京地裁（46部）令和8年9月11日判決（令和8年（ワ）第70079号）裁判所ウェブサイト
〔電子契約サービス事件〕

1. 事案の概要

Xは、「内容証明を行う通信システムおよび内容証明サイト装置」に係る特許（「本件特許」）の特許権者です。

Xは、以前、Y1及びY2（「Y1ら」）に対し、Y1らの電子契約サービス（「CECサービス」）に使用された原本性証明に係る装置（「前訴サーバ」）が本件特許に係る発明（「本件発明」）の技術的範囲に属するとして、不法行為に基づく損害賠償（平成20年3月～平成23年3月分）を求めて提訴しましたが（「前訴」）、前訴サーバが本件発明の技術的範囲に属しないことを理由に請求棄却判決がされ、その後同判決は確定しました。

その後、Xは、Y1ら及びY3に対し、名称不明の電子契約サービスにおいて特定の構成の装置（「イ号物件」）を使用したとして、不当利得金1000万円（一部請求。平成18年4月～令和元年12月分）の支払を求めて本件訴訟を提起しました。

2. 争点

主な争点は、①本件訴訟の提起が信義則に反するか（本案前の争点）、②イ号物件の使用の有無等です。

3. 裁判所の判断

裁判所は、Y1らに対する訴えを却下し、Y3に対する請求を棄却しました。

(1)　争点①（信義則違反の有無）

裁判所は、前訴と本件訴訟とでは対象装置（前訴サーバかイ号物件か）が異なり、対象期間も本件訴訟の方が長期であるものの、いずれもY1らの電子契約サービスに使用された原本性証明に係る装置の使用による本件特許権侵害を理由とする点で共通するとした上で、以下の事情などから、本件訴訟は前訴を実質的に蒸し返すものであり、Y1らに対する訴えの提起は信義則に反し不適法であると判断しました。

- ✓ Xは、イ号物件が使用されたサービスの名称を特定しておらず、Xの提出証拠にも、Y1らが対象期間にCECサービス以外の名称で電子契約サービスを提供していたことの記載は見当たらない。
- ✓ Xは、前訴の侵害期間の前後の期間について、CECサービスに使用された装置が設計変更されたことなど、前訴の対象装置と異なることを具体的に主張していない。
- ✓ Xは、対象装置を構成により特定し、対象期間を前訴より長くしているが、前訴で認定された行為と異なる行為を特定して主張したものとはいい難く、結局、前訴サーバの技術的範囲の属否に関する前訴の判断を争うために本件訴訟を提起したものにほかならない。

(2)　争点②（イ号物件の使用の有無）

裁判所は、事案に鑑み争点②についても検討し、Xが根拠とする書籍の抜粋は、イ号物件との対応関係が不明である上、むしろ契約書の原本が登録・保管されることを示しており、Yらが使用する装置が、本件発明の「原本そのものを受領・保管することなく」検証する構成を有するとは認め難いこと、Y3は対象期間後に設立された会社であることなどから、Yらによるイ号物件の使用は認められず、仮にY1らに対する訴えが不適法といえないとしても、Xの請求は理由がないとしました。

4. コメント

既判力が及ばない後訴でも、実質的に前訴の蒸し返しであれば信義則上許されません（最判昭和51年9月30日）。知財訴訟でも同旨の裁判例があります（東京地判平成25年10月18日、東京地判令和2年11月25日等）。事例判断ではありますが、同種の内容の請求を繰り返し受けた場合の対応方針等を検討する上で参考になり得るため、ご紹介いたします。

目次へ戻る

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせて頂きます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

商標

メーカーが使用してきた商品名について販売代理店からメーカーに対する商標権行使が権利濫用とされた事例

知財高裁（4部）令和8年9月9日判決（令和8年（ネ）第10017号）裁判所ウェブサイト
〔ゴミサー事件（商標権侵害事件）〕

杉野　文香
PROFILE はこちら

1. 事案の概要

本件は、「ゴミサー」（標準文字）に係る商標権（指定商品：第7類「生ゴミ処理機、液体肥料製造装置」）（X商標）を有するXが、「ゴミサー」の標章（Y標章）を付した業務用生ごみ処理機（Y商品）を譲渡等するYの行為がX商標権を侵害すると主張して、商標法36条1項及び2項に基づく差止め及び廃棄並びに民法709条に基づく損害賠償等を求めた事案です[1]。

本件では、Y標章がX商標と同一又は類似であること及びY商品がX商標の指定商品と同一又は類似であることについて争いはありませんでした。他方で、YはX商標の登録以前からY標章を付したY商品を製造販売していたこと、Y商品の名称である「ゴミサー」についてYの代表者がかつて商標登録（Y旧商標）を受けていたこと、Xは長年Y商品の販売代理店であったこと、Y旧商標が存続期間満了により消滅した後にX商標が出願・登録されたこと等から、①Yによる先使用権の抗弁の成否、②Xによる商標権行使が権利濫用に当たるかが主な争点となりました。

裁判所が認定した前提事実は以下のとおりです。

平成4年頃	Yが、ゴミサーという商品名の業務用生ゴミ処理機（Y製品）の製造販売を開始。
平成5年12月7日	Yの代表取締役であったAが、「ゴミサー」の文字を等間隔に配置した商標（Y旧商標）について、指定商品を第7類「生ごみ処理機」とする商標登録を出願。
平成8年2月7日	XY間でY商品に係る販売代理店契約を締結。XがYの販売代理店としてY商品の販売を開始。
平成11年6月18日	Y旧商標の設定登録。
平成21年6月18日	Y旧商標権について、存続期間満了による商標登録抹消。
平成27年1月19日	X商標について指定商品を第7類「生ゴミ処理機、液体肥料製造装置」とする商標登録出願。
平成27年6月5日	X商標に関する設定登録。
令和元年9月20日	X商標に関して、Yによる商標登録無効審判請求。 →不成立審決
令和3年7月9日	Yによる審決取消訴訟の提起。 →請求棄却 ※裁判所は、「ゴミサー」という名称の周知性を否定した。

2. 原審の判断

原審は、先使用権の成否について判断するまでもなく、①「ゴミサー」の標章にはYの信用が化体していたこと、②X商標の出願から権利行使に至るまでの経緯、③YによるY標章の使用状況等を総合的に考慮し、XによるX商標権の行使は権利の濫用として許されないと判断しました。

①　「ゴミサー」の文字から成る標章に化体した信用

原審は、業務用生ごみ機に使用される「ゴミサー」の標章には、Yの信用が化体していると判断しました。原審は、その理由として、以下の事情を挙げています。

- Yは、平成4年からY商品の商品名として「ゴミサー」の標章を使用しており、遅くとも平成9年頃にはY商品に同標章を付していたこと
- Y商品の販売台数は、ピーク時には年間200台以上であり、平成14年以降も年間50台から100台程度で推移していたこと
- Yは、パンフレット等において「ゴミサー」の標章を商品名として使用し、販売代理店による広告内容についても管理をしていたこと
- Y商品には製造元がYである旨が表示されていたこと

原審は、XがY商品の最有力販売代理店として販売活動を行っていたことを認めつつも、仮に「ゴミサー」の標章にX

[1] 2026年2月号のニュースレターでは、同一当事者間における審決取消訴訟を紹介しています。同事件では、Yの登録商標（「ゴミサー」（標準文字）、指定商品及び指定役務：「第40類　生ゴミ処理機の貸与、化学機械器具の貸与」）が商標法4条1項7号、11号、15号各号に基づき無効となるかが争点となりました。最終的な結論としては、Yの登録商標は無効となっています。

次ページへ続く

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせて頂きます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

の信用が化体しているとしても、それは一般販売代理店としての営業活動に伴う信用に過ぎないと判断しました。また、Y旧商標権が存続期間満了により消滅したとしても、それによってYが「ゴミサー」の標章について権利を放棄したことにはならず、YからXに「ゴミサー」の標章に化体した信用が移転するものでもないと判断しました。

② X商標の出願から権利行使に至るまでの経緯

原審は、X商標の出願及びその後の権利行使に至るまでの経緯についても、権利濫用を基礎づける事情として重視しました。具体的には、以下の事実を認定しています。

- Xは、Y旧商標権の消滅を知ったうえで、Yが引き続きY商品について「ゴミサー」の標章を使用していることを認識しながら、販売代理店契約の継続中に、Yに無断でX商標の登録を受けたこと
- Xは、販売代理店契約の終了や「ゴミサー」の標章の使用についてYと協議することなく、Y商品の販売を中止するとともに、「ゴミサー」の標章を付した自社商品を販売するようになったこと
- Xは、YによるX商標に係る無効審判請求及び審決取消訴訟がいずれも認められなかった後に、X商標権を行使するに至ったこと

③ Y標章の使用状況等

原審は、Yが、X商標の出願前から一貫して同様の態様でY商品についてY標章を使用し続けていたことにも着目しました。そのうえで、YにはY商品についてY標章を使用する正当な利益が認められると判断しました。

3. 知財高裁の判断

知財高裁も原審の判断を維持し、Xによる商標権行使は権利の濫用として許されないと判断しました。

知財高裁は、「『ゴミサー』という標章は、被控訴人（筆者註：Y）が自身の開発した被告商品の名称として発案し、その使用を続けているものであり、控訴人（筆者註：X）は被告商品の販売代理店としてこれを使用してきたこと」、「控訴人は、被告旧商標権の消滅を知ると、被控訴人に無断で本件出願をし、原告商標権を取得したこと」等の事実経過を重視しました。

そのうえで、知財高裁は、Y旧商標権の消滅及びX商標の設定登録後であっても、XはYによる「ゴミサー」という商品名の使用を尊重すべき立場にあり、Yはその使用を妨げられない正当な利益を有すると判示しました。

4. コメント

商標権行使に対する権利濫用の抗弁については、最高裁平成2年7月20日判決（民集44巻5号876頁）〔ポパイ・マフラー事件〕がその成立を認めています。

本件は、販売代理店であった者がメーカーの使用する商品名について商標権を取得したという特殊な事案ではありますが、権利濫用の成否に関し、当事者間の従前の取引関係や商標の採用及び使用の経緯がどのように評価されたかを示した事例として参考になると思われますので、ご紹介させていただきます。

目次へ戻る

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせて頂きます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

著作権

音楽出版社の製作販売するバンドスコアを模倣し公開する行為が不法行為を構成すると認定した事例

最高裁（第二小法廷）令和8年10月9日判決（令和6年（受）第2078号）裁判所ウェブサイト
〔バンドスコア事件〕



廣瀬　崇史
PROFILE はこちら

1. 事案の概要

本件は、楽譜出版社である被上告人が、その競業者である上告人株式会社A（「上告人会社」）及び上告人会社の代表取締役である上告人Y2おいて、被上告人の制作販売するバンドミュージックの楽譜（「バンドスコア」）を模倣してバンドスコアを制作し、これをウェブサイトで無料公開するなどしたことにより、被上告人の営業を妨害し、その営業上の利益を侵害したと主張して、上告人らに対し、共同不法行為に基づく損害賠償等を求めていた事案です。なお、原審では、上告人らに不法行為の成立を認めているところ、最高裁も、原審の判断を是認しています。

2. 前提となる事実関係等

最高裁は、判断の前提として、原審が適法に確定した事実関係等を、概要、次のように記載しています。

- バンドミュージックは、通常、録音現場で演奏、録音を行いながら作曲されており、作曲者自らが制作した完全な楽譜が存在しないことが多い。
- 楽譜出版社は、著作権等管理事業者から許諾を得た上で、楽曲の音源を聴き取り、ボーカル、ギター、キーボード、ドラム等の各パートに係る演奏情報を書き起こす作業（「採譜」）をしてバンドスコアを制作し、販売等している。
- 採譜は、専門的な音楽教育を受けた上で相当な修練を積んだ者が、相応の時間をかけて行う作業である。
- 被上告人は、自ら採譜をしてバンドスコアを制作し、販売する事業を営む楽譜出版社であり、原判決別紙1模倣楽曲一覧記載の579曲の楽曲（「本件楽曲」）について、多大な費用、労力及び時間をかけて自ら採譜をし、バンドスコアを制作した（「被上告人スコア」）。
- 被上告人スコアは、本件楽曲の音源を基に採譜をして制作された楽譜であり、著作権法2条1項1号にいう著作物には当たらない。
- 上告人会社は、少なくとも平成23年12月から平成30年6月までの間、本件楽曲についてバンドスコアを制作した上で（「上告人スコア」）、これを自社のウェブサイト（「本件サイト」）で無料公開し、広告料収入を得た。
- 上告人スコアの制作は、上告人Y2において自ら事前に購入した被上告人スコアを本件楽曲の音源データと共に上告人会社の担当者に渡し、上告人会社において自ら採譜をすることなく被上告人スコアに依拠してこれと実質的に同一の表記をするという方法で行われた。上告人スコアの内容は、被上告人スコアを完全に複製したとまでいうことはできないものの、全体を細部まで模倣したということができるものであった（「本件行為」）。
- 被上告人の売上げは、上告人スコアが本件サイトにおいて無料で公開されていた平成24年度から平成29年度までの間は平成23年度に比して大幅に減少したが、本件サイトが閉鎖された直後である平成30年7月から同年9月までの間は前年の同時期に比して大幅に増加した。

3. 上告人の主張と最高裁の判断

上告人らは、被上告人スコアは著作権法上の保護を受けないことから、被上告人スコアを利用した競業行為がされたとしても、同法が規律の対象とする著作物の利用による利益とは異なる法的に保護された利益を侵害するなどの特段の事情はなく、それにもかかわらず、上記特段の事情があるとして、本件行為が不法行為を構成するとした原審の判断には、法令の解釈適用の誤り及び判例違反があると主張していました。

これに対し、最高裁は、かかる主張を認めませんでした。

次ページへ続く

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせて頂きます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

まず、最高裁は、被上告人スコアは、著作権法2条1項1号にいう著作物に当たらないから、被上告人スコアについてされた同法上の著作物の利用行為に相当する行為は、同法が規律の対象とする著作物の利用による利益とは異なる法的に保護された利益を侵害するなどの特段の事情がない限り、不法行為を構成するものではない（最高裁平成21年（受）第602号、第603号同23年12月8日第一小法廷判決・民集65巻9号3275頁参照）としつつ、上記行為が、単に著作物の利用行為に相当する行為であるというにとどまらず、社会通念上自由競争の範囲を逸脱して被上告人の営業を妨害し、その営業上の利益を侵害するものということができるときは、被上告人スコアを独占的に利用する利益とは異なる被上告人の法的に保護された利益を侵害するものとして、上記特段の事情があり、不法行為を構成するものというべきであると述べています。

そして、最高裁は、次に述べる事情を総合考慮し、本件行為は、著しく不公正な手段を用いて被上告人の営業の継続を困難にさせる競業行為であり、社会通念上自由競争の範囲を逸脱して被上告人の営業を妨害し、その営業上の利益を侵害したものというべきであること、本件行為について被上告人スコアを独占的に利用する利益とは異なる被上告人の法的に保護された利益を侵害したものとして前記特段の事情があることを認定し、本件行為は、不法行為を構成すると判断しました。

- 被上告人は、多大な費用等をかけて自ら採譜をし、バンドスコアを制作し、これを販売して上記費用等を回収することにより、バンドスコアの制作、販売を内容とする営業を継続 していた。
- 上告人会社は、少なくとも約6年半にわたり、579曲にも及ぶ本件楽曲について、･･･中略･･･上告人会社において自ら採譜をすることなく被上告人スコアの全体を細部まで模倣するという方法で上告人スコアを制作して、これを本件サイトにおいて無料で公開し、広告料収入を得ていた（本件行為）。
- 上告人会社が、･･･中略･･･その営業を継続することができたのは、被上告人スコアの全体を細部まで模倣することにより、上告人スコアの制作に要するはずの多大な費用等の負担を免れていたことによる。
- 上告人スコアは、その制作方法等に照らすと、一般の利用者にとっては被上告人スコアと同程度の品質を有すると考えられるものであり、上告人スコアが無料で公開されていた期間中に被上告人の売上げが大きく減少した期間があったことなども併せ考慮すると、本件行為は、被上告人から容易に顧客を奪取し、被上告人の営業の継続に直接的かつ重大な悪影響を及ぼすものであったということができる上、そのことを上告人らが認識していたことは明らか。
- 本件行為と同様の行為が許容されるとすれば、自ら多大な費用等をかけて採譜をし、バンドスコアを制作している楽譜出版社が市場において著しく不利な立場に置かれることとなり、公正な競争秩序が害される結果となりかねないというべき。

4.まとめ

本件は、上記のとおり、被上告人が多大な費用等をかけてバンドスコアを制作し、これを販売することで、営業継続を可能としている中、上告人側がそのような多大な費用等の負担を免れつつ、長期間、579曲という多数の曲について、細部まで被上告人スコアを模倣し、これを公開することで広告収入を得ながら、被上告人の顧客を奪い、収益を大きく減少させ、被上告人の営業の継続に直接的かつ重大な悪影響を及ぼしていたこと等を重視し、社会通念上自由競争の範囲を逸脱した営業妨害が行われていたと認定している事案です。著作権によって保護されない知的成果物についての模倣行為が、単に著作物の利用行為に相当する行為であるというにとどまらず、社会通念上自由競争の範

次ページへ続く

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせて頂きます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

囲を逸脱して営業を妨害し、営業上の利益を侵害するものということができるときは、不法行為が成立することを明確化する事例として、実務上参考になると考えられます。ただし、著作権で保護されない対象について、「著作物の利用による利益とは異なる法的に保護された利益を侵害するなどの特段の事情がない限り、不法行為を構成するものではない」とされているように、「特段の事情」が存在する例外的な場面に限り、不法行為が成立するとされていること（すなわち不法行為が成立するためのハードルは高いものであること）に留意が必要です。

目次へ戻る

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせて頂きます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。